

## 東北森林管理局交渉（非現業全国林野関連労働組合東北地方本部）

### 議 事 要 旨

1 日 時 平成26年3月6日（木）17:15～18:15（60分）

2 場 所 東北森林管理局 会議室

3 出席者

東北森林管理局	金口 健司	総務企画部長
同	中村 毅	計画保全部長
同	飯塚 淳	森林整備部長
同	小野 義秀	総務課長
同	松木 聡	企画調整課長
同	和山二三吉	森林整備課長
同	角掛 勇吉	資源活用課長
同	米澤 実	総務課企画官
同	山本 毅	総務課課長補佐（総務担当）
同	野呂 徳美	総務課課長補佐（福利厚生担当）

非現業全国林野関連労働組合東北地方本部	吉田 照美	執行委員長
同	金澤 紀宏	副執行委員長
同	高橋 茂	副執行委員長
同	櫻田 俊行	書記長
同	伊東 弘至	執行委員
同	正木 正人	執行委員
同	土佐 信浩	執行委員
同	西根 雄幸	執行委員

4 交渉事項

(1) 現場管理機能について

(2) 再任用・非常勤職員について

- (3) 安全関係について
- (4) 危機管理体制について
- (5) 施設改善について
- (6) 内示時期について

## 5 議事概要

### I 現場管理機能について

組合) 空席となっている地域技術官を早期に配置し、現場管理機能の充実を図ること。

当局) 当局における要員事情は、定年退職等により依然として厳しい状況にあり、機会ある毎に林野庁に対し当局の要員事情を伝えているところであるが、早期に配置することは困難な状況であることをご理解願いたい。なお、現有職員での情報共有や協力体制などの工夫により現場機能が低下しないよう指導して参る考えである。

### II 再任用・非常勤職員について

組合) 臨時雇用については、業務上の必要に応じた雇用であるにも係わらず、何ら法的及び業務上の理由もない中で、画一的に年数を決めて入れ替えをしようとする署があると聞いているが、職員から業務上必要とされている臨時雇用者の画一的な入れ替えは、空席ポスト等の解消もできていない中で、職員への負担が増すなど業務運営上も問題であり、職員の労働条件に係ることから、分会組織と協議するように署当局を指導すること。

当局) 非常勤職員の雇用については、限られた予算の中で事務・業務の効率化が図られるまでの業務の円滑化処置等を総合的に勘案し、実施しているところである。

なお、「期間業務職員の適切な採用について」(人事院 事務総局人材局長発平成22年8月10日人企-972)により、公募によらない採用は、

同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとされており、期間業務職員でない非常勤職員についても同様の考え方から、同一の者について連続2回を限度とするよう努めることとされていることをご理解願いたい。

### Ⅲ 安全関係について

組合) 昨年3月までは毎月実施されていた安全衛生委員会や現場への安全指導等が、一般会計移行により最低四半期に一度の健康安全協議会の開催となったが、署等における健康安全協議会において、職場の安全ができるよう四半期に一度にこだわらず、定期的かつ要望に応じて開催するように署等を指導すること。

当局) 健康安全協議会の開催については、「職員の健康管理及び安全管理について」(25.3.26付け長官通知)により

①職員から健康管理又は安全管理に関する提案があった場合

②委員の3分の1以上の請求があった場合

③その他所轄庁の長又は会長が必要と認める場合

に開催することとなっている。

なお、今年度は4月の米代東部署の重大災害発生以降、署長等会議での指導、ほぼ毎週発行している「安全関係今週の指導」、時期毎の安全資料等に加え、例年に増して各署等への指導や安全の呼びかけ、さらに2月からは、危機管理キャラバンを行っているところであり、今後も職員の安全について各署等の指導等を徹底して参りたい。

組合) 定期一般健康診断については、毎年度の早い時期に実施できるようにすること。

当局) 来年度については、早期の時期に実施できるよう対処して参りたい。

### Ⅳ 危機管理体制について

組合) 4月からの一般会計移行後、緊急事態時の対応について職員が不安を抱

える状況になっている。署等で管理者不在となる場合の危機管理体制について、局において体系化し各署等を指導すること。

当局) これまでも、安全管理を含めた対応として署等の実態を踏まえて対応するよう指導してきたところであり、今後も、総括森林整備官、総括治山技術官等を組み入れて連絡体系の整備を図るなど、署等の実情を踏まえる中で指導して参る考えである。

## V 施設改善について

組合) 庁舎及び森林事務所の新築計画を示すこと。

当局) 庁舎及び森林事務所の整備については、平成14年度を初年度とする10カ年間の「将来に向けた庁舎等諸施設の整備目標」の早期実現に向け取り組んでいるところである。

しかしながら、庁舎等の新築については、予算の大胆な重点化を進めるために真に必要な事業を積み上げるとの政府方針の下、公共事業の新設用地に該当するなど特殊事情があるものを除き全省庁統一的に原則新築を認めないとの方針が財務省より出されているところであり、厳しい状況が続くものと考えられるが、引き続き「整備目標」の考え方を踏まえ、早期の新築等に向けて毎年度の業務予定の計画段階において、経過年数、施設の老朽度等を踏まえ、優先順位を慎重に考慮のうえ、林野庁に対して実情を伝え、その早期実現に向け、必要な予算の早期確保を要請していく考えである。

組合) 支署等老朽化の著しい庁舎の早期新築を図ること。

当局) 支署等の庁舎の新築等については、経過年数、施設の老朽度等及び平成20年度署等で行われた耐震診断結果、耐震改修を行う必要があること等を踏まえ優先順位を慎重に考慮のうえ、林野庁に対して実情を伝え、その早期実現に向け努力しているところであり、今後も、林野庁へ庁舎等の状況を伝えつつ、関係機関と調整を図りながら、必要な予算の早期確保を要請していく考えである。

なお、平成25年度については、遠野支署の耐震改修の調査設計が認め

られ、東北地方整備局において実施しているところであり、引き続き耐震改修に併せて改修要望を含めた工事予算の確保を要請していく考えである。

組合) 署等から出される宿舎の改善要望には誠意をもって対応すること。

当局) 宿舎の修繕については、署等からの要望を踏まえ、緊急度・優先度を勘案する中で、その都度対処してきたところである。

今後においても、引き続き、入居者から出される修繕箇所を把握しつつ、予算事情等を勘案し、必要な措置を講じていく考えである。

組合) 財務省による一方的な宿舎削減には怒りを感じざるを得ない。該当となる職員に対しては、代替宿舎の確保や借上アパートの貸与を当局責任で行うこと。その他、不動産情報の提供など誠意をもって対応すること。

当局) 廃止対象宿舎入居者へ退去要請については、先般、署等に対し、林野庁事務連絡により通知のあった「廃止対象宿舎へ入居されているみなさまへ」を作成し、入居者に丁寧に説明をするよう指示したところである。

廃止宿舎に係っては、入居者並びに家庭の事情等に配慮しつつ、近隣における代替宿舎の確保、廃止宿舎の退去時の原状回復の免除、共済組合と提携を行っている引っ越し業者の拡大要請、賃貸物件の情報収集・提供等に努めることとする。

また、退去期限までの間であっても、未入居宿舎の状況等を踏まえながら、廃止対象宿舎の振替調整を行うなどの対応に努め、引き続き入居者の皆さんの負担が軽減となるよう、取り組む考えである。

## VI 内示時期について

組合) 現在の内示時期では、異動に伴う子供の転校や入園に係る手続きの時期が短く、職員が大変難儀している状況にある。また、今後の宿舎削減等の影響を考えれば、宿舎確保や調整に時間を要することからも内示時期を早めること。

当局) 人事異動に伴う内示時期については、林野庁と調整を図りながら、公正かつ適正な対応に努めているところである。